

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	北九州市 児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保母のの実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

北九州市長

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
②事務の概要	配偶者のない女子等及びその者の監護すべき児童を母子生活支援施設に入所させて保護するとともに、その自立の促進のための生活を支援する制度である。 市町村は、児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①母子生活支援施設入所資格及びその徴収金額認定の請求の受理 ②母子生活支援施設入所徴収金額の改定の請求の受理 ③母子生活支援施設入所徴収金額の改定の届出、氏名変更等の届出及び住所変更等の届出の受理 ④上記①から③の届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子生活支援施設入所承諾書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条1項 別表第一の9の項 主務省令(第9条第1項) ・北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第3項及び別表第2の6の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条1項第7号 別表第二の16の項 主務省令(第12条第1項第3号ホ)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課
②所属長	岩佐 健史
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課 093-582-2410

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年8月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年8月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない